

(電子メール施行)  
建 指 第 1376号  
平成30年7月2日

社会福祉施設の所有者・管理者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

補強コンクリートブロック造等の塀の緊急点検を踏まえた対応について(依頼)

平素は、本県の建築行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の塀については、平成30年6月19日付け災対第1124号により緊急点検をお願いしたところ、迅速に実施していただきありがとうございました。

さて、標記について、先日点検していただいた貴所有(管理)の標記の塀の調査項目(①高さ、②壁の厚さ、③控壁の有無、④控壁の間隔、⑤控壁の突出長さ)に関して、今回送付する「補強コンクリートブロック造等の塀の点検票」に入力していただき、その判定結果に応じて、下記により対応をお願いいたします。

なお、この件について建築基準法令の規定(以下「法令の規定」という。)に関することは、所管部署(兵庫県ホームページ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd30\\_000000094.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd30_000000094.html)))記載の各土木事務所まちづくり建築課又は特定行政庁)の窓口へご相談ください。

## 記

### 1 総合判定が○の場合

目視による点検では、法令の規定に抵触していないと思われませんが、引き続き経過観察を行うとともに、損傷等が生じた場合には、注意喚起を行うなど施設利用者等の安全の確保に努めてください。

### 2 総合判定が×の場合

現行の法令の規定に適合していないと思われしますので、以下の対応が必要です。

#### ① 安全確保・注意喚起の実施

次の是正措置が完了するまでの間、早急に見やすい箇所に注意喚起の表示をし、周辺の立入禁止措置を実施するなど、該当箇所における安全を確保してください。

#### ② 塀の是正措置について

該当する塀について、撤去又は補修等適切な是正に努めてください。

なお、詳細な調査を希望される場合には、専門家にご相談ください(前記兵庫県ホームページの専門家の相談窓口参照)。

## 【問い合わせ先】

建築指導課建築指導班 078-362-3635